

農業委員会と農地利用集積円滑化団体との連携について

1 農地利用集積円滑化事業の取り組みについて

(1) 経緯

- ① 平成 21 年 12 月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農地の効率的な利用に向けた利用集積を促進するため、市町村からの承認を受けた者（農地利用集積円滑化団体）が、農地の所有者から委託を受けて、その者を代理して農地の貸し付け等を行うことを内容とする農地利用集積円滑化事業が創設された。
- ② 「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4531 号農林水産省経営局長通知）」第 1 の 2 の(6)の「農地利用集積円滑化事業の実施に当たっての留意事項」の中で、「農業委員会は、市町村に執行機関として置かれる機関として、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定等の業務を行うところであり、当該業務を行う農業委員会が農地所有者の代理となることは適当でないこと等から、農地利用集積円滑化事業の実施主体となるものではないが、地域における農地事情に精通した重要な機関として農地利用集積円滑化事業に積極的に関わることが望ましい。」とされている。

(2) 農業委員会としての農地利用集積円滑化団体との関わり

北海道の農業委員会での「従来から農地集積の中心的な役割を担ってきた農業委員会として、どのように農地利用集積円滑化事業と関わればよいのかかわからない」との声を受けて、平成 23 年 4 月 1 日付けで農林水産省経営局構造改善課農地流動化調整官より全国農業会議所及び北海道農業会議宛に「農地利用集積円滑化団体と農業委員会の連携について」の事務連絡が発出された。

- (3) 農業委員会系統組織として、これまで積み上げてきた農地利用集積の調整活動の経験と実績を踏まえて、農地利用集積円滑化団体との連携により農地利用集積円滑化事業を活用した農地利用調整活動並びに農用地利用集積計画の作成要請の取り組みを積極的に実施することとする。

2 農業委員会による農地利用集積円滑化団体との具体的な関わり方

上記の農林水産省経営局構造改善課農地流動化調整官事務連絡「農地利用集積円滑化団体と農業委員会の連携について」では、「農地利用調整に当たっては、農業委員会の関与は必要不可欠である」とし、具体的な関わり方として、次の4点が考えられるとしている。

- (1) 市町村が農地利用集積円滑化事業の実施主体となった場合には、市町村から農業委員会への事務委任という形を含め、市町村の機関として実質的な農地利用の調整を行うことで農地利用集積円滑化事業に関する事務に関わる。
- (2) 戸別所得補償制度の導入に伴い、本年4月以降に設置されることとなる地域農業再生協議会が農地利用集積円滑化事業の実施主体となった場合には、地域農業再生協議会の構成員となって農地の所有者や利用権の設定等を受けたい者の意向についての情報提供をすることで農地利用集積円滑化事業に関する事務に携わる。
- (3) 農業協同組合等が農地利用集積円滑化事業の実施主体となった場合には、事業実施地域内の農地をいずれの者に面的にまとまった形で貸し付けるか等について、農地の所有者や利用権の設定等を受けたい者の意向についての情報を提供することと併せて、農地利用集積円滑化団体と連携して調整活動を実施する。
- (4) 農地利用集積円滑化団体と連携して農地利用の調整活動を実施した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と判断される場合には、市町村に対する農用地利用集積計画の作成の要請についても取り組む。

3 農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算との関連について

農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算（10アール当たり2万円交付）の対象となるのは、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（存続期間が6年以上のもの）が行われたものであることに留意（利用権の設定を受けた借り手に交付金が交付される。）すること。

なお、戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず特例措置として交付対象となる。（米の生産数量目標に従っていない者が主食用米を生産する農地は交付対象とならない。）

具体的には、次の（１）～（９）までの要件をすべて満たす必要がある。（詳細は、「農業者戸別所得補償制度実施要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）

- （１） 規模拡大加算の交付を受ける年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに、農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する農用地利用集積計画の公告が行われた利用権の設定で、存続期間が 6 年以上であること。
- （２） 新たな利用権の設定であること。
- （３） 面的集積された利用権設定であること。
- （４） 次のすべてを満たす者に対して行われた利用権の設定であること。
 - ① 耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
 - ② 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （５） 集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地（作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地）の面積より増加していること。
- （６） 農地の所有者から農地利利用集積円滑化団体に対して、利用権の設定の相手方の選定及び農用地利用集積計画への同意について委任する旨が書面により意思表示されること（農地所有者代理事業）、又は転貸する相手方を指定しないことについて書面により意思表示されていること（農地売買等事業）。
- （７） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の農地に係る利用権の設定であること。
- （８） 世帯員の間での利用権の設定でないこと。
- （９） 農業経営を営む法人を単独で設立する者及びその世帯員が所有する農地の該当法人に対して行われる利用権の設定ではないこと。

【参考】

農業経営基盤強化促進法

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第13条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書き又は第5条の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者からの利用権の設定等のあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の同意を得て、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第1項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

4 農業委員会は、第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第18条第2項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に対して要請するものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第18条 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 略

3 略

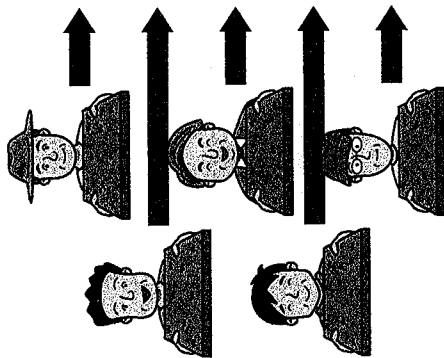
4 同意市町村は、第13条第4項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第1項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

農地利用集積円滑化事業

この仕組みを支援する事業があります

農地所有者

自ら貸付先を探
する必要がなく、
安心して農地を
まかせられます。



農地利用集積円滑化団体



市町村段階に設置されている「農地の仲介組織」（農地利用集積円滑化団体）が、農地をまとめて使いやすく調整する農業経営基盤強化促進法上の仕組みです。

地域農業の担い手

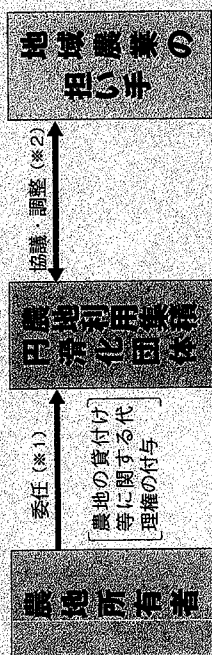
多数の農地所有者と
交渉する必要がなく、
バラバラになっていた
農地を面的にまと
めてもらい、効率的
な農作業が可能にな
ります。



農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の売渡し、貸付け等を行います（委任を受けた農地の保全のための管理を含みます）。

農地利用集積円滑化団体 … 市町村、JA、市町村公社、土地改良区、地域担い手協議会など

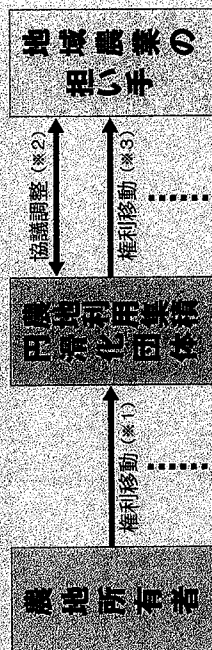


- （※1）相手先を特定しない貸し付け等の委任契約を締結します。
- （※2）面的にまとまった形で利用集積されるよう受け手となる担い手と協議します。
- （※3）農地利用集積円滑化団体が、農地所有者を代理して、担い手と賃貸借等の契約を締結します。

農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が、農地を買入れ又は借受けて、売渡し又は貸付け等を行います。

農地利用集積円滑化団体 … 市町村、JA、市町村公社



- （※1）農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で、転賃先を特定しない賃貸借等の契約を締結します。
- （※2）面的にまとまった形で利用集積されるよう受け手となる担い手と協議します。
- （※3）農地利用集積円滑化団体と担い手との間で、賃貸借等の契約を締結します。

農用地利用集積計画を活用します。

貸し借りの場合は…

- 貸した農地は期限がくれば、必ず返ってきます。
- 期間終了後の離作料は不要です。
- 期間終了前に、貸し手・借り手の双方に通知が届きます。
- 利用権を再設定して貸借できるように継続して貸借できます。

税制上のメリット

- ・農地利用集積円滑化事業により貸付けられた農地は、相続税納税減額の特例を受けることができます。
- ・農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）により農地を売り渡した場合は、譲渡所得の特別控除（800万円（農業経営基盤強化促進法第13条の2の購入協議による場合は1,500万円））を受けることができます。